

# 木津川市議会基本条例・検証シート【会派：市民フォーラム】

別紙 8-3

この検証シートは、議会基本条例の検証を行うため、その達成度の評価を行うために取りまとめたものです。

評価 (A:十分達成された B:概ね達成された C:一部達成された D:ほとんど達成されていない E:未着手)

木津川市議会基本条例			これまでの取組み状況	評価	評価の理由	今後の方向	今後の方向の理由
章	条	見出し					
	前文		市民が選挙で選ぶ議員で構成する木津川市議会(以下「議会」という。)は、二元代表制の特性を生かし、同じく市民が選挙で選ぶ市長と緊張関係を保ちながら、市民参加のもとで、日本国憲法に定める地方自治の本旨に責任と権限を負っている。 議会は、自らの創意工夫によって、市民の参画と協働のもと、 <u>ひとが輝き、ともに創る、豊かな未来</u> ある木津川市を目指す。そのために、市民に開かれた議会、市民が参加する議会のあるべき姿を定める。	総合計画の変更  第1次総合計画のスローガン 「ひとが輝き、ともに創る、豊かな未来」  第2次総合計画スローガン 「子どもの笑顔が未来に続く 幸せ実感都市 木津川」	【検証対象外】		■継続 <input type="checkbox"/> 要条文改正 <input type="checkbox"/> 要議会運営見直し
目的 1 章	第1条	(目的)	この条例は、市政の政策立案、決定、執行及び評価と課題を広く市民に情報公開し、市民が参加する合議制の議事機関として議会の果たす役割を明確にすることを目的とする。		【検証対象外】		■継続 <input type="checkbox"/> 要条文改正 <input type="checkbox"/> 要議会運営見直し
第2章 議会 及び 議員 の 活動 原則	第2条	(議会の活動原則)	議会は、政策立案機能、意思決定機能及び行政監視機能を十分に果たす議会運営を行う。		【理念】		■継続 <input type="checkbox"/> 要条文改正 <input type="checkbox"/> 要議会運営見直し
			2 議会は、市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視し、市民に開かれた議会とする。		【理念】		■継続 <input type="checkbox"/> 要条文改正 <input type="checkbox"/> 要議会運営見直し
			3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるために、市民が参加する議会運営を行う。		【理念】		■継続 <input type="checkbox"/> 要条文改正 <input type="checkbox"/> 要議会運営見直し
			4 議会は、議員による討議の場として、議員相互間の自由かつ達な討議を通して、意見を集約していく議会運営を行う。		【理念】		■継続 <input type="checkbox"/> 要条文改正 <input type="checkbox"/> 要議会運営見直し
第3条 議員 の 活動 原則	第3条	(議員の活動原則)	議員は、議会が合議制議事機関であること及び討論の場であることを十分認識し、議員相互間の自由な討議を推進する。		【理念】		■継続 <input type="checkbox"/> 要条文改正 <input type="checkbox"/> 要議会運営見直し
			2 議員は、市政の課題解決に向け、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんにより、市民の代表として活動する。		【理念】		■継続 <input type="checkbox"/> 要条文改正 <input type="checkbox"/> 要議会運営見直し
			3 議員は、特定の地域、団体及び個人の代表ではなく、市民の代表として市民の福祉の増進及び市政の課題解決を目指して行動する。		【理念】		■継続 <input type="checkbox"/> 要条文改正 <input type="checkbox"/> 要議会運営見直し
第4条	(会派)	議員は、議会が合議制議事機関の立場から、会派を結成することができる。		【理念】		■継続 <input type="checkbox"/> 要条文改正 <input type="checkbox"/> 要議会運営見直し	
		2 会派は、議会活動を同じくする議員で構成する。		【理念】		■継続 <input type="checkbox"/> 要条文改正 <input type="checkbox"/> 要議会運営見直し	会派は同一の理念及び政策を共有する議員で構成し、活動する。

木津川市議会基本条例			これまでの取組み状況	評価	評価の理由	今後の方向	今後の方向の理由
章	条	見出し					
第2章		3 会派は、政策提言、政策立案、政策決定等を積極的に行うとともに、会派間で議論を尽くし、合意形成に努める。		【理念】		■継続 □要条文改正 □要議会運営見直し	
第3章 市民と議会の関係	第5条 (市民参加及び市民との連携)	議会は、市民に開かれた議会とするため、情報公開に積極的に取り組むとともに、市民に対して議会の議決又は運営について、経緯、理由及び論点の説明責任を果たす。	議会情報の公開 ・議会だよりの発行－毎定期会後(年4回) ・議会会議録の配架－市役所、図書室、HP ・議決結果－議会だより、HP ・本会議及び委員会の審議のライブ中継 (H22年11月より) ※H28年6月よりマルチ配信 ※H31年12月より委員会映像をライブ映像に ※R3年12月よりタブレット端末貸与 ※R7年3月議場等音響映像システム更新 ・議会報告会－年2回 議会報告会の開催、議会HPの掲載など	C	議会HPのレイアウト改善	□継続 □要条文改正 ■要議会運営見直し	議会HPは ○レイアウトの見直し ○掲載内容の確認・追加 ○階層構造の整理 議会だよりは ○親しみやすく、読みやすく工夫 ○議事録の全面的なHP公開
		2 議会は、本会議のほか、全ての会議を原則公開する。	・本会議、委員会の公開 (コロナ禍により現在は人数制限) ・本会議・委員会のライブ中継の実施 アクセス数 R6-15,969 (Live・VOD合計) R5-16,962 R4-13,927 R3-14,941	C	議会運営申し合わせ事項4-1-19 (2)本会議の会議録は全文記録とし、調製後議会図書室へ配布すると共にHPで公開する。(3)常任委員会・議会運営委員会・特別委員会の会議録は、全文記録とし、調製後議会図書室へ配布すると共にHPで公開する。	□継続 □要条文改正 ■要議会運営見直し	○公費で実施している議会活動はすべて市民に向けて公開しなくてはならない。 ○委員会、議運、全協とも議事録は作成されているので公開が必要(根拠:委員会規程、全協規程)。 ○京田辺市、城陽市、八幡市、向日市、京丹後市、長岡京市、舞鶴市、宇治市、京都市は公開している。
		3 議会は、議案に対する各議員の賛否等を公表し、市民が議員の活動に対して的確に評価できる情報を提供する。	・賛否の公表 議会だより、HPで市民に公表。	A		■継続 □要条文改正 □要議会運営見直し	現状維持
		4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置づけ、その審査並びに調査に当たっては、提出者が希望した場合は、意見を聞く機会を設けなければならない。	請願書、陳情書での陳述の実施 平成30年 請願 3 件(4件受理中) 令和元年 請願 4 件(4件受理中) 令和 2 年 請願 3 件(3件受理中) 令和 3 年 請願 2 件(2件受理中) 令和 4 年 請願 4 件(4件受理中) 令和 5 年 請願 3 件(3件受理中) 令和 6 年 請願 6 件(6件受理中)	C	議会運営申し合わせ事項4-1-15 (1)...なお、陳情・要望の処理方法については、その写しを全議員及び理事者に配布するのみにとどめることを原則とする。⇒削除 (2)紹介議員のないものは、提出者本人に了解を得たうえで陳情・要望扱いとする。	□継続 □要条文改正 ■要議会運営見直し	○陳情及び要望についても議運で一旦は審議して委員会付託するか等対応を協議する。 ○過去の請願・陳情・要望がHPで見れるようにする。
		5 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を高めるとともに、政策提案を拡大する。	・意見交換の場 (公聴会、議会報告会の開催) ・政策提案成立回数 - 1 (H28第3回定期会)	D		■継続 □要条文改正 □要議会運営見直し	政策提案についての勉強会をする。
第6条	(議会報告会)	議会は、議会主催の議会報告会を開催し、討議内容及び議決事件を説明するとともに、市政の課題解決に向け市民との意見交換を行う。	・議会報告会 - 年2回の開催 R6年11月木津高校生との報告会試行実施 R7年11月南陽高校生との報告会試行実施 ・市政の課題解決のため市民との意見交換 H29 ごみ袋有料化について H30 議員定数について	C		□継続 □要条文改正 ■要議会運営見直し	○出前授業 ○議会モニター制 ○ネット上に常設の意見箱 など

木津川市議会基本条例			これまでの取組み状況	評価	評価の理由	今後の方向	今後の方向の理由	
章	条	見出し						
第3章		(議会報告会)	2 議会報告会に関することは、別に定める。	議会報告会実施要領(H22年12月27日制定) 制定以降の改正点 H26年11月から5カ所から3カ所に ほか、説明資料作成、駆前ビラ配布 地域長への通知など改正 R6年11月木津高校生との報告会試行実施 R7年11月南陽高校生との報告会試行実施	B		<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 要条文改正 <input checked="" type="checkbox"/> 要議会運営見直し	同上
第4章 市長等執行機関と議会の関係	第7条 (緊張関係の保持)		議員は、市長等執行機関(以下「市長等」という。)と絶えず緊張関係を保って議会審議に臨まなければならぬ。		B		<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 要条文改正 <input type="checkbox"/> 要議会運営見直し	現状維持
			2 代表質問及び一般質問は、質問の論点及び争点を明確にするため、1問1答の方式で行う。	質問の形式は、1問1答方式で行い、質問制限は行わない。(H21.4.議運申し合わせ)	B		<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 要条文改正 <input type="checkbox"/> 要議会運営見直し	現状維持
			3 前項の場合において、市長及び教育長は、議長の許可を得て、議員の質問に対し反問することができる。	反問権の実績(市長) H21-2回、H22-2回、H23-3回、 H24-2回、H30-1回 反問権の実績(教育長) R5-1回	A		<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 要条文改正 <input type="checkbox"/> 要議会運営見直し	現状維持
	第8条 (市長による政策の形成過程の説明)		議会は、市長が政策を提案するときは、議会審議における論点を深め、その政策の水準を高めるために、次に掲げる政策の決定過程の説明を求める。 (1) 政策を必要とする背景及び提案の経緯 (2) 市民参加の実施の有無及びその内容 (3) 市総合計画との整合 (4) 財源措置 (5) 将来にわたる効果及び費用	政策的な議案提出時における資料「政策等の形成過程の説明資料」の添付。	C	「政策等の形成過程の説明資料」の在り方について今一度、行政側と協議が必要。	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 要条文改正 <input type="checkbox"/> 要議会運営見直し	○「政策等の形成過程の説明資料」は原則として発行する。
			2 前項の議会審議に当たっては、論点及び争点を明らかにするとともに、執行後の政策の評価に資する審議を行う。	決算審査で各種事業の審査を実施。	C		<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 要条文改正 <input checked="" type="checkbox"/> 要議会運営見直し	委員会活動の活性化
第9条	(予算及び決算の政策説明資料の作成)		議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、施策別又は事業別の分かりやすい説明資料の作成を市長に求める。	議会・行政との協議により、予算・決算提出議案への附属資料を作成(H25より)	C	説明資料について行政側と協議が必要。	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 要条文改正 <input checked="" type="checkbox"/> 要議会運営見直し	○成果の報告書、予算付属資料の改善について行政側とも綿密な協議をする。 ○オープンデータの活用を図る。
第10条	(議決事件の追加指定)		地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の議会の議決事件は、市政全般における重要な計画等の策定又は変更について、議会と市長等がともに市民の視点に立った透明性の高い市政の運営の必要性から、次を定める。 (1) 木津川市総合計画に係る基本構想及び基本計画 (2) 木津川市都市計画マスターplan	審議実績 総合計画 H26年3月 第1次総合計画後期計画可決 H31年3月 第2次総合計画可決 R6年3月 第2次総合計画後期計画可決  都市計画マスターplan H23年6月 都市計画マスターplan可決 H28年3月 都市計画マスターplan後期計画可決 R3年3月 第2次都市計画マスターplan可決	C		<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 要条文改正 <input checked="" type="checkbox"/> 要議会運営見直し	○現行の総合計画、都市計画マスターplanに加え、重要計画等を追加したい。

木津川市議会基本条例			これまでの取組み状況	評価	評価の理由	今後の方向	今後の方向の理由
章	条	見出し					
第5章 自由討議の保障及び拡大	第11条  (自由討議による合意形成の拡大)	議会は、討議の場であることを十分認識し、議員相互間の自由討議を中心とした積極的かつ充実した運営を行う。	本会議の自由討議 過去5回実施 - H26.第4回定例会 H30.第1回定例会 H30.第4回定例会 R5.第2回定例会 R6.第1回定例会 委員会の自由討議 - 数多あり	B		■継続 □要条文改正 □要議会運営見直し	○議員全員が自由討議の意義を理解して利用できるようにする。
		2 議会は、本会議及び常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)において審議するときは、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努める。	上段と同じ	B		■継続 □要条文改正 □要議会運営見直し	同上
		3 議員は、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行い、議員相互間の自由討議の拡大に努める。	議員提出議案(議案提案、意見書、修正動議を含む) H29 - 14件 R4 - 8件 H30 - 11件 R5 - 13件 R元 - 20件 R6 - 12件 R2 - 10件 R3 - 11件	C		■継続 □要条文改正 □要議会運営見直し	○意見書等については全員が同意できるよう合意形成のための協議の場を作る。
第6章 委員会の活動	第12条  (委員会の運営原則)	議会は、社会経済情勢の変化に伴う市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会の専門性と特性を生かした機動力のある運営を行う。	直近の閉会中の常任委員会 (令和2年度) ・総務文教常任委員会(5.22) - 城山台小学校の今後の予定について ・産業建設常任委員会(1.29)(7.7) - 太陽光発電施設と自然環境等の保全との調和に関する条例(案)」のパブリックコメントについて (令和7年度) ・産業建設常任委員会(8.18) - 船屋浄水場有機フッ素化合物について	C	2 委員会は、政策提言及び政策立案に向けた積極的な取り組みを行うことにより、政策等の水準を高めるものとする。 3 委員会は所管する事務等について、市民に審査の経過等を説明するとともに、市民との意見交換をするための懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。	□継続 ■要条文改正 □要議会運営見直し	○閉会中の活動を活性化する。 ○各委員会の所管事務調査を行う。 ○委員会から市長に政策提言をする。 ○管内視察・管内研修を行う。
		2 前項の委員会審査に当たっては、次を定める。 (1) 市長等に資料を積極的に求め、活用しながら、市民に対し分かりやすい議論を行う。 (2) 参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見を議会の討議に反映させる。	参考人制度の活用 3回(請願人等) 公聴会制度の活用 4回開催(議員定数条例、廃棄物の減量及び適正処理に関する条例改正)	C		■継続 □要条文改正 □要議会運営見直し	補足資料の請求方法を確立。 ○公聴会制度について研究する。
第7章 の議会体制及び議会事務局	第13条  (調査機関の設置)	議会は、市政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。	実績なし	E	実績なし	■継続 □要条文改正 □要議会運営見直し	○先進事例を研究する。
		2 議会は、必要があると認めるときは、調査機関に議員を構成委員として加えることができる。	実績なし	E	実績なし	■継続 □要条文改正 □要議会運営見直し	同上
		3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。	実績なし	E	実績なし	■継続 □要条文改正 □要議会運営見直し	同上
第14条  (議会図書室の公開)		議会図書室は、議員のみならず、誰もが利用することができる。	より使いやすい議会図書となるよう議会図書コーナーを設置(H30.5) 市民の利用実績はほとんどなし。	E	図書室等管理運営要綱の策定が必要	□継続 ■要条文改正 □要議会運営見直し	○図書室の整備は会議機能向上のためにも必要である。 ○蔵書の充実、図書室の配置見直し。
		2 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、図書を充実する。	毎年、図書の充実を実施。	E	同上	□継続 ■要条文改正 □要議会運営見直し	同上

木津川市議会基本条例			これまでの取組み状況	評価	評価の理由	今後の方向	今後の方向の理由
章	条	見出し					
第7章 議会及び議会事務局の体制整備	第15条 (議会事務局の体制整備)	議長は、議員の政策形成及び立案機能を高めるための組織として、議会事務局の調査・法務機能を充実する。	全国市議会議長会、近畿市議会議長会、府市議会議長会の職員研修に参加。また他の研修会にも積極的に参加してきている。	C	議長の研修報告が必要	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 要条文改正 <input checked="" type="checkbox"/> 要議会運営見直し	<input type="checkbox"/> 議長会の研修成果の共有。
	第16条 (議員研修の充実)	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るために、議員研修を充実する。		C	全議員研修のテーマは議員からの要望を聞いて決定する。	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 要条文改正 <input checked="" type="checkbox"/> 要議会運営見直し	<input type="checkbox"/> 全議員研修のテーマは議員からの要望を聞いたうえで決定する。 <input type="checkbox"/> 担当課の課長や係長の同行。
		2 議会は、議員研修の充実に当たり、広く各分野の専門家、市民との議員研修会を年1回以上開催する。	H28 土山 希実枝氏「質問力を高め、議会力に活かす」 H29 新川 達郎氏「議会改革について」 H30 駒林 良則氏「議員定数及び議員報酬について」 R4 「iPad・サイドブックスの使い方」 R5 野村 憲一氏「議員のためのコンプライアンス研修」(リモート) R6 野村 憲一氏「自治体議員のコンプライアンス」(リモート) R7 坂元 茂樹氏「日本が抱える人権問題」	E	条文策定の目的を確認する必要がある	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 要条文改正 <input checked="" type="checkbox"/> 要議会運営見直し	<input type="checkbox"/> 市民と議員で共に研修を受けるというのがイメージしにくい。この条例を作った祭の目的などを再確認する必要があるだろう。
	第17条 (議会広報の充実)	議会は、市政に関する重要な情報及び議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、市民に情報を提供する。	議会広報の発行 令和7年9月現在、73号の発行(HPにも掲載)	B	<input type="checkbox"/> 「議会広報」の意味は紙の「広報」を意味するのか、広義の「知らしめる・宣伝」の意味なのかも曖昧。 <input type="checkbox"/> 広報公聴委員会が必要で、広聴の部分で議会報告会を担う。 <input type="checkbox"/> 議会HPのレイアウト改善は急務	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 要条文改正 <input checked="" type="checkbox"/> 要議会運営見直し	<input type="checkbox"/> 議会HPは <input type="checkbox"/> レイアウトの見直し <input type="checkbox"/> 掲載内容の確認・追加 <input type="checkbox"/> 階層構造の整理 <input type="checkbox"/> 議会だよりは <input type="checkbox"/> 親しみやすく、読みやすく工夫 <input type="checkbox"/> 議事録の全面的なHP公開
		2 議会は、情報技術の進展による多様な広報手段を活用し、迅速かつ正確に議会広報活動を行う。	・議会ホームページの充実 ・議会ライブ中継のマルチ配信(スマートフォンでも視聴可能) ・代表・一般質問資料提示 ・議場傍聴席に字幕表示モニターの設置 ・ピアリンググループ受信機の設置 ・議会ライブ中継等へのテロップ表示	C	広報公聴委員会を立ち上げて議会便りだけでなく、議会HPの改善にも取り組む必要がある。	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 要条文改正 <input checked="" type="checkbox"/> 要議会運営見直し	同上
第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇	第18条 (議員の政治倫理)	議員の政治倫理に関する事項は、木津川市議会議員政治倫理条例(平成22年木津川市条例第33号)に定める。		B	木津川市議会議員政治倫理条例にハラスマント規定の追加が必要	<input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/> 要条文改正 <input type="checkbox"/> 要議会運営見直し	<input type="checkbox"/> 引き続き取り組む
		2 議員は、市民全体の代表者として、負託を受けた責務を正しく認識し、高い倫理性を持って、その使命の達成に努めなければならない。		B	更なる努力が必要	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 要条文改正 <input type="checkbox"/> 要議会運営見直し	同上
		3 議員は、議会活動の根幹となる倫理性を常に自覚して行動し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使してはならない。		B	更なる努力が必要	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 要条文改正 <input type="checkbox"/> 要議会運営見直し	同上
	第19条 (議員定数)	議員定数は、木津川市議会議員の定数を定める条例(平成19年木津川市条例第10号)に定める。		A		<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 要条文改正 <input type="checkbox"/> 要議会運営見直し	
		2 議員定数は、選挙において民意が正しく反映されることを考慮しなければならない。		A		<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 要条文改正 <input type="checkbox"/> 要議会運営見直し	

3 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用する。

公聴会の実施  
(H22.12月、H26.12月、H30.12月)

A

■継続  
要条文改正  
要議会運営見直し

木津川市議会基本条例			これまでの取組み状況	評価	評価の理由	今後の方向	今後の方向の理由
章	条	見出し					
第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇	第20条 (議員報酬)	議員報酬は、木津川市議会議員報酬等に関する条例(平成19年木津川市条例第41号)に定める。		A		■継続 □要条文改正 □要議会運営見直し	
		2 議員報酬の改正を議員が提案する場合は、前条第3項の規定を準用する。		A		■継続 □要条文改正 □要議会運営見直し	
	第21条 (政務活動費の執行及び公開)	政務活動費の交付及び執行に当たっては、木津川市議会政務活動費の交付に関する条例(平成19年木津川市条例第224号)に定める。	R7.4 政務活動費交付額の変更 会派に対する政務活動費 15,000円/月 無会派に対する政務活動費 10,000円/月	B	議員平等の原則に反している	□継続 □要条文改正 ■要議会運営見直し	○同一活動、同一報酬にする。
		2 会派又は議員は、政策を立案し提案するために、公平性と透明性のある政務活動費の執行を行う。	H29.7 政務活動費の領収書を公開 H30.7より旅費の領収書添付(ただし自動販売機で購入等の場合は不要。) R6.4 購入図書の帰属、キャッシュレス決済のポイントの取り扱い等の整理	A	出来ている	■継続 □要条文改正 □要議会運営見直し	現状維持
		3 政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、議長に対して証票類を添付した報告書を提出するとともに、議長は、1年に1回以上、政務活動費による活動状況を公表する。	政務活動費の収支報告書 一 集計額をホームページ・議会だよりに公開	A	出来ている	■継続 □要条文改正 □要議会運営見直し	現状維持
第9章 し最高規範性と見直	第22条 (最高規範性)	この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。		A	出来ている	■継続 □要条文改正 □要議会運営見直し	現状維持
		2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。	一般選挙後、新人議員に対して議会基本条例の研修を実施。	D	新人研修の充実および全議員研修が必要。	□継続 □要条文改正 ■要議会運営見直し	○年に一回全議員で条例読み合わせ ○一期目議員については特別な研修機会を作る。(講師はベテラン議員)
	第23条 (議会及び議員の責務)	議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則等を遵守して議会の運営をし、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任と義務を果たさなければならない。		B	一期目議員についての特別研修の機会を作る (講師はベテラン議員)	□継続 □要条文改正 ■要議会運営見直し	同一
	第24条 (見直し手続き)	議会は、この条例の目的、原則に即して行われているかどうかを、自ら不斷に検証し、必要があると認める場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じる。	H30.6 議会基本条例の検証結果を公表。 方針としては、定期的に検証を行うこととする。また検証の期間については2年に1度実施する。	C	○条文改正案 自ら不斷に検証し→不断に検証し ○PDCAできる仕組みを導入	□継続 ■要条文改正 □要議会運営見直し	○条文改正案 自ら不斷に検証し→不断に検証しに変更。 ○二年おき→毎年検証 ○行動計画(PDCA)策定

## 追加が必要だと思われる条文

### (開かれた議会への環境整備)

議会は、市民の多様性を尊重し、開かれた議会への環境整備に努めなければならない。

【提案理由】:妊娠中の女性や障がいのある人、若者が参加しやすい議会にしていくため。

→会議規則等に出産等の取扱いを明示（出産:785議会、育児:759議会、産前産後期間:750議会）

→オンライン委員会の実施、議会モニター等

### (災害時の対応)

議会は、市民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、議会機能を適切に維持するよう努めなければならない。

2 災害時における議会機能の適切な維持に關し必要な事項は、議長が別に定める。

【提案理由】災害時に議会が継続するための議会BCPの策定は急務である。

### (主権者教育の推進)

議会は、将来のまちづくりの担い手である児童生徒に対して、主権者教育を推進するものとする。

【提案理由】令和5年12月21日 全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会による「地方議会に関する地方自治法改正を踏まえた主権者教育の推進に関する決議」

一、議会に対する関心を高め、理解を深める主権者教育を一層推進すること。推進に当たっては、「地方議会が地方公共団体の重要な意思決定を行う」など地方議会の役割等が明確化された今回の地方自治法改正を反映したこと。

一、いわゆる出前講座や模擬議会など、議会自らが主体的に行う主権者教育の取組に対する支援を講ずること。

### (文書質問)

議員は、議案、政策、施策等をより深く理解するために、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。

2 議長は、前項の文書質問があったときは、速やかにこれを市長等に送付しなければならない。

3 議長は、第1項の規定により文書質問を行う場合においては、市長等に文書により回答を求めるものとする。